

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（参酌基準）	道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例	説明
<p style="text-align: center;"><u>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令</u></p> <p>目次</p> <p><u>第一章 道路標識(第一条—第四条)</u></p> <p><u>第二章 区画線(第五条—第七条)</u></p> <p><u>第三章 道路標示(第八条—第十条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;">第一章 道路標識</p> <p><u>(分類)</u></p> <p>第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。</p> <p>2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。</p> <p><u>(種類等)</u></p> <p>第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。</p> <p><u>(様式)</u></p> <p>第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。</p> <p><u>(条例で寸法を定める道路標識)</u></p> <p>第三条の二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。</p> <p><u>(設置者の区分)</u></p> <p>第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>道路法に基づく道路標識の寸法に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定により、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）で使用する用語の例によるものとする。</p>	

一	案内標識
二	警戒標識
三	規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの
2	道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。
一	規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「自転車通行止め」、「大型自動車二輪車及び普通自動車二輪車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの
二	指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車停車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの
3	道路標識のうち、前二項各号に掲げるもの以外のものは、道路管理者又は公安委員会が設置するものとする。

第二章 区画線

(種類及び設置場所)

第五条 区画線の種類及び設置場所は、別表第三のとおりとする。

(様式)

第六条 区画線の様式は、別表第四のとおりとする。

(道路標示とみなす区画線)

第七条 次の表の上欄に掲げる種類の区画線は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「交通法」という。）の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の道路標示とみなす。

区画線	道路標示
「車道中央線」を表示するもの	「中央線」を表示するもの
「車道外側線」を表示するもの（歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。）	「路側帯」を表示するもの

第三章 道路標示

(分類)

第八条 道路標示の分類は、規制標示及び指示標示とする。

(種類等)

第九条 道路標示の種類、設置場所等は、別表第五のとおりとする。

(様式)

第十条 道路標示の様式は、別表第六のとおりとする。

別表第一（第二条関係）

（略）

備考

一 本標識板（本標識の表示板をいう。）

（一）標示

（略）

（二）寸法

1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。

4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

5 高速道路等以外に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合には、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号（118-A）」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があ

（案内標識等の寸法）

第3条 第1条の案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）本標識板の寸法 次のとおりとすること。

ア 別表で寸法を図示するものについては、当該図示（以下この号において単に「図示」という。）の寸法（その単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とすること。

イ 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合には、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができること。

ウ 道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合には、図示の寸法（オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場

標識令の「高速道路等」のうち「高速自動車国道及び自動車専用道路」は条例の対象外（除く部分を規定）

国道及び都道府県は条例の対象外
「118の3」はA・Bしかないため限定不要
「118の4」はA・Bしかないため限定不要

る場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより、図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍、又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国道番号（118-B・C）」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。

8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

10 「車両進入禁止」を表示する規制標識の標示板については、横の直径が縦の直径の1.5倍以下である長円形の曲板を用いることができる。

(五) 文字等の大きさ等

1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のもの文

合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができること。

エ 道路に設置する「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法（クに規定するところにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができること。

オ 道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができること。

(2) 本標識板の文字（数字を含む。イを除き、以下同じ。）及び記号の大きさ並びに縁、縁線及び区分線の太さ 次のとおりとすること。

ア 別表で文字及び記号の大きさを図示するものについては、当該図示の寸法を基準とすること。

イ 道路に設置する「市町村」、「都府県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「著名地点（114-A）」、「主要地点」及び「乗合自動車停留所」を表示する案内標識の文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とすること。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大する

規制標識及び指示標識については条例の対象外

「以外のもの」とすると条例の対象外の標識も含むため、対象の標識を特定して規定

字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

4 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大き

ことができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
—	—
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとすること。

エ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とすること。

オ 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとすること。

キ 道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとすること。

別表には数値が表示されていないので対象外とするが、条例では文字の大きさを規定するので条例化する

「都章」を表示することはないが「県章」を表示することはあるため

さとする。

8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「国道番号（118-A）」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号（118-B・C）」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一) 表示

(略)

(二) 寸法

1 図示の寸法を基準とする。

2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

ク 縁、縁線及び区分線の太さは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法を基準とすること。

(7) 案内標識（自動車専用道路以外の道路に設置するものに限る。(イ)において同じ。）の縁 「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さ

(イ) 案内標識の縁線及び区分線 日本字の大きさの20分の1以上の太さ

(ウ) 警戒標識の縁及び縁線 12ミリメートル

(3) 補助標識板の寸法 次のとおりとすること。

ア 別表で図示する寸法を基準とすること。

イ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

国道は条例の対象外
省令は(1)の主語が2つあるため規定整備
「118の3」はA・Bしかないため限定不要
「118の4」はA・Bしかないため限定不要